

事例項目	同姓同名の別人の除籍謄本の誤交付について	
事例発生日等	令和3（2021）年8月3日(火)	
担当課	市民文化部 市民課	
事例概要	発生までの経過	<p>①令和3（2021）年6月10日（木）に市民課窓口にてA氏筆頭者の除籍謄本の請求があったところ、市職員が誤って同姓同名の別人のB氏の除籍謄本を交付していた。</p> <p>②令和3（2021）年8月3日（火）に当該除籍謄本の添付がある別の証明書の交付請求を受けた他町の担当者から、同姓同名の別人の除籍謄本である指摘があり、発行履歴を確認したところ誤交付が判明した。</p>
	当時の対応	<p>①令和3（2021）年8月3日（火）に市職員が請求者の方を訪問して事情説明とお詫びを申し上げ、除籍謄本の原本を回収し、翌日に交付手数料の還付を行った。</p> <p>②当該除籍謄本の記載のあるすべての方は故人であったため、事情説明等の対応はできなかった。</p>
発生原因	<p>交付請求書に記載された除籍の本籍地が違うにも関わらず、市職員が確認を怠り、別本籍地の同姓同名の別人の除籍を請求対象と錯誤して発行を行い、その後の他の職員による点検でも見落としのまま交付を行ったため。</p>	
再発防止対策	<p>交付請求書の記載内容確認、交付及び交付時の点検について、事例を踏まえて慎重に行うよう課内へ注意喚起を行った。</p>	